公示第　２３２　号

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第４２条第２項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第３項の規定により公告する。

令和６年１０月４日

名古屋税関長　　廣光　俊昭

記

１　被許可者の住所及び名称
　三重県四日市市富双二丁目１番１５
　株式会社ダイエンフーズ

２　保税蔵置場の名称及び所在地
　株式会社ダイエンフーズ保税蔵置場
　三重県四日市市富双二丁目１番２
　三重県四日市市富双二丁目１番３
　三重県四日市市富双二丁目１番１５
　三重県四日市市富双二丁目１番２３
　三重県四日市市富双二丁目１番地３
　三重県四日市市富双二丁目１番地４
　三重県四日市市富双二丁目１番地１２
　三重県四日市市富双二丁目１番地１５
　三重県四日市市富双二丁目１番地２３

３　更新した期間
　自　　令和６年１１月１日
　至　　令和１２年１０月３１日